

○島田市博物館常設展示施設改修事業検討委員会規則

令和4年3月10日

規則第23号

(設置)

第1条 島田市博物館の常設展示施設を改修する事業(以下「常設展示施設改修事業」という。)について検討するため、島田市博物館常設展示施設改修事業検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(検討事項)

第2条 委員会は、常設展示施設改修事業に係る次に掲げる事項について検討する。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) 改修工事の設計に関すること。
- (3) 展示資料の購入に関すること。
- (4) 改修後の常設展示施設における展示に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、常設展示施設改修事業の実施に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域関係者
- (3) 観光関係団体の代表者
- (4) 市の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、常設展示施設改修事業に係る改修工事の完了の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、観光文化部博物館課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。